

沖縄県公報

定期発行日 毎週火·金曜日

当日が県の休日に 当たるときは休刊とする。

目	次
---	---

告 示

○公示送達····································	4
収用委員会事項	
○公有水面埋立ての免許(港湾課)	3
○沖縄県立博物館・美術館の観覧料の承認(文化振興課)	2
○漁業災害補償法に基づく規約の設定についての同意成立の認定・2件(水産課)	2
○自衛官及び自衛官候補生の募集(市町村課)	1

告示

沖縄県告示第338号

自衛隊法施行令(昭和29年政令第179号)第114条、第117条第1項及び第118条の規定により、令和2年度における2等陸士、2等海士及び2等空士として採用する自衛官並びに自衛官候補生の募集期間等を次のとおり告示する。

令和2年7月17日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

1 区分、募集期間、試験期日、試験場の位置及び試験場の名称

区分	募集期間	試験期日	試験場の位置	試験場の名称
一般曹侯補生			名護市字宮里452番地3	名護地方合同庁舎
	から同平 9 月 10 p まで		うるま市安慶名一丁目8 番1号	うるま市健康福祉セン ターうるみん
			那覇市字鏡水679番地	陸上自衛隊那覇駐屯地
			宮古島市平良字下里1016 番地	平良地方合同庁舎
			石垣市字登野城55番地4	石垣地方合同庁舎
航空学生	令和2年7月1日 から同年9月10日 まで	令和2年9月22日	那覇市前島3丁目24番3 -1号	自衛隊沖縄地方協力本部
	£ (那覇市前島3丁目25番39号	沖縄県水産会館
			宮古島市平良字下里1016 番地	平良地方合同庁舎
			石垣市字登野城55番地4	石垣地方合同庁舎
自衛官候補生		令和2年9月18日	名護市字宮里452番地3	名護地方合同庁舎
	から同年9月10日 まで のいずれか選択す る日	うるま市安慶名一丁目8 番1号	うるま市健康福祉セン ターうるみん	
			那覇市字鏡水679番地	陸上自衛隊那覇駐屯地
1	I	I		ı

		宮古島市平良字下里1016 番地	平良地方合同庁舎
		石垣市字登野城55番地4	石垣地方合同庁舎

2 その他 詳細については、自衛隊沖縄地方協力本部(電話番号098-866-5457)まで問い合わせること。

沖縄県告示第339号

漁業災害補償法(昭和39年法律第158号)に基づく規約の設定について同意があった旨の届出が次のとおりあり、同法第108条第5項において準用する同法第105条の2第4項の規定により、当該同意が同法第108条第2項に規定する要件に適合すると認める。

令和2年7月17日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

加入区の名称	漁業の区分	届出人の住所及び氏名	
	総トン数10トン未満の漁船を使用して 行う漁船漁業及び小型定置漁業	国頭村字宇良484番地10 苅田剛和 国頭村字桃原396番地 玉村和也	

沖縄県告示第340号

漁業災害補償法(昭和39年法律第158号)に基づく規約の設定について同意があった旨の届出が次のとおりあり、同法第108条第5項において準用する同法第105条の2第4項の規定により、当該同意が同法第108条第2項に規定する要件に適合すると認める。

令和2年7月17日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

加入区の名称	漁業の区分	届出人の住所及び氏名	
国頭加入区	主としてまぐろをとることを目的とする漁業(総トン数10トン以上20トン未満の漁船を使用して行う主としてまぐろをとることを目的とした漁業)	東村字慶佐次759番地5古堅方 町田剛	

沖縄県告示第341号

沖縄県立博物館・美術館の設置及び管理に関する条例(平成18年沖縄県条例第72号)第11条第5項の規定により、次のとおり沖縄県立博物館・美術館の観覧料を承認した。

令和2年7月17日

沖縄県文化観光スポーツ部長 渡久地 一浩

- 1 施設の名称 沖縄県立博物館・美術館
- 2 指定管理者 一般財団法人沖縄美ら島財団 本部町字石川888番地
- 3 観覧料を承認した期間 令和2年7月14日から同年8月10日まで
- 4 観覧料の額

令和2年度博物館企画展「博物館コレクション展」

	区八	観覧料の額(1人につき)		
区分		個人の場合	団体の場合	
博物館施設	一般	300円	240円	
	大学生及び高校生	150円	120円	
	中学生及び小学生	無料	無料	

備考 1 「一般」とは、「大学生及び高校生」及び「中学生及び小学生」のいずれにも該当しない者 (小学校就学の始期に達するまでの者を除く。)をいう。

- 2 「大学生及び高校生」とは、大学の学生及び高等学校の生徒その他これらに準ずる者をいう。
- 3 「中学生及び小学生」とは、中学校の生徒及び小学校の児童その他これらに準ずる者をいう。
- 4 「団体の場合」とは、20人以上の団体で観覧する場合及び教育委員会規則で定める場合をいう。

沖縄県告示第342号

公有水面埋立法(大正10年法律第57号)第2条第1項の規定により、公有水面の埋立てを次のとおり免許した。

令和2年7月17日

塩屋港港湾管理者 沖縄県

代表者 沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 埋立免許の年月日及び指令番号 令和元年5月7日 沖縄県指令土第371号
- 2 免許を受けた者の所在地及び名称並びに代表者の住所及び氏名
 - (1) 免許を受けた者 那覇市泉崎1丁目2番2号 沖縄県
 - (2) 代表者 那覇市寄宮1丁目7番1号 沖縄県知事 玉城康裕
- 3 埋立区域及び埋立てに関する工事の施行区域
 - (1) 埋立区域
 - ア 位置 国頭郡大宜味村字白浜安潟地原797番2、799番2及び799番4に接する無地番地の地先公有 水面並びに字大保大保原1番1、1番37、2番1及び3番1に接する無地番地の地先公有水面並びに 字大保大保原1番3の地先公有水面
 - イ 区域 次の各地点のうち①の地点から⑦の地点までを順次に結んだ線、⑦の地点から232度17分49 秒2.10メートルの地点を円心とする半径2.10メートルの円周で⑦の地点と⑧の地点とを結ぶ北側の円弧、⑧の地点と⑨の地点を結んだ線、⑨の地点から346度50分35秒54.04メートルの地点を円心とする半径54.04メートルの円周で⑨の地点と⑩の地点とを結ぶ南側の円弧、⑩の地点から3度39分14秒60.52メートルの地点を円心とする半径60.52メートルの円周で⑩の地点と⑪の地点とを結ぶ南側の円弧、⑪の地点から14度10分38秒103.37メートルの地点を円心とする半径103.37メートルの円周で⑪の地点と⑫の地点とを結ぶ南西側の円弧、⑫の地点から21度27分51秒348.62メートルの地点を円心とする半径348.62メートルの円周で⑫の地点とする半径348.62メートルの円周で⑫の地点と珍の地点とを結ぶ南西側の円弧、⑬の地点から⑮の地点までを順次に結んだ線及び①の地点と⑮の地点とを結ぶ平成29年秋分の満潮位(E.L.+0.77メートル)における公有水面と陸地との境界線により囲まれた区域
 - ①の地点 四等三角点(吉79)オーラ山(北緯26度39分52秒、東経128度08分02秒)から238度32分06秒1,055.00メートルの地点
 - ②の地点 ①の地点から295度30分58秒9.70メートルの地点
 - ③の地点 ②の地点から294度41分22秒16.63メートルの地点
 - ④の地点 ③の地点から325度49分45秒2.61メートルの地点
 - ⑤の地点 ④の地点から322度49分02秒11.97メートルの地点
 - ⑥の地点 ⑤の地点から322度17分09秒6.50メートルの地点
 - ⑦の地点 ⑥の地点から322度17分02秒5.12メートルの地点
 - ⑧の地点 ⑦の地点から288度09分32秒2.36メートルの地点
 - ⑨の地点 ⑧の地点から254度02分45秒2.67メートルの地点
 - ⑩の地点 ⑨の地点から266度11分00秒17.55メートルの地点 ⑪の地点 ⑩の地点から279度09分56秒11.62メートルの地点
 - ⑫の地点 ⑪の地点から287度50分58秒13.24メートルの地点
 - ③の地点 ②の地点から292度36分17秒13.86メートルの地点
 - ⑭の地点 ⑬の地点から294度06分14秒11.23メートルの地点
 - ⑤の地点 ④の地点から294度06分48秒4.98メートルの地点

- ウ 面積 872.32平方メートル
- (2) 埋立てに関する工事の施行区域
 - ア 位置 国頭郡大宜味村字白浜安潟地原797番、797番 2、797番 4、797番 5、799番、799番 2、799番 3、799番 4 及び799番 5 の地内並びに字白浜安潟地原797番 2、799番 2 及び799番 4 に接する無地番地の地内及び同地先公有水面並びに字大保大保原1番1、1番37、2番1及び3番1に接する無地番地の地内及び同地先公有水面並びに字大保大保原1番3の地先公有水面
 - イ 区域 次の各地点を順次に結んだ線及びAの地点とJの地点を結んだ線により囲まれた区域 Aの地点 四等三角点(吉79)オーラ山(北緯26度39分52秒、東経128度08分02秒)から238度17分 58秒1,039.87メートルの地点
 - Bの地点 Aの地点から294度26分26秒35.36メートルの地点
 - Cの地点 Bの地点から324度17分07秒29.47メートルの地点
 - Dの地点 Cの地点から269度44分27秒38.02メートルの地点
 - Eの地点 Dの地点から291度52分18秒41.51メートルの地点
 - Fの地点 Eの地点から233度05分19秒10.52メートルの地点
 - Gの地点 Fの地点から206度54分03秒16.02メートルの地点
 - Hの地点 Gの地点から116度21分59秒87.84メートルの地点
 - Iの地点 Hの地点から103度53分31秒67.84メートルの地点
 - Jの地点 Iの地点から17度10分19秒7.42メートルの地点
- ウ 面積 4,488.11平方メートル
- 4 埋立地の用途 道路用地

収用委員会事項

沖縄県収用委員会告示第5号

収用しようとする土地 宮古島市平良字西里立行1140番1

土地所有者 不明。ただし、土地登記簿表題部所有者 砂川泰位の法定相続人本村昌子又はその相続人 土地収用法(昭和26年法律第219号)第66条第3項の規定に基づき上記の者に送達すべき下記書類は、当 収用委員会事務局(沖縄県那覇市泉崎1丁目2番2号、沖縄県土木建築部用地課内)において保管している ので、出頭の上その交付を受けてください。

記

宮古島市総合庁舎及び宮古島市保健センター整備事業裁決申請等事件に係る令和2年7月8日付けの裁決

(注意)上記書類を受領しないときは、令和2年7月31日をもってその書類の送達があったものとみなされます。

令和2年7月17日

沖縄県収用委員会

発行所 沖縄県総務部 総務私学課

電話番号 098-866-2074

印刷所 有限会社 アイドマ印刷

〒902-0073 那覇市字上間244番地(3F)